



まくべつ

今月の題字は堀江久美子ちゃん(白人小5年)に書いていただきました

冷害対策本部を設立

「ことしの天候は不順であった昭和三十二年と同様に経過するだろう」という農業指導機関の警告が現実となり、九月九日現在の作況は、平年作を百として水稲二十三、大豆三十四、小豆三十八、とうもろこし四十七、冷害に強いてん菜九十九、馬鈴薯九十五という作況指数になり、生産見込み額も平年作より七億円も少ない十八億四千五百八十一万六千円になるものと予想されております。

このため、町では中島町長を本部長とする冷害対策本部を九月六日に設立、また、事業実施のため総務、調査、事業、厚生、指導の各部を設け、税の減免、救農土木事業、要保護者の保護など、昭和三十九年の大冷害の時と同様な組織のもと、各種の対策を推進することになりましたので、農家の方々も収穫のために最大の努力をされますよう、お願いいたします。

朝の体操を続けて

十年間 幕別駅

めまぐるしく揺れ動く社会を反映してか、朝のラジオ体操風景はすっかり姿を消してしまいました。幕別駅では、こゝ十年來、朝の体操を続け、今では体操をしなくては仕事も手がつかない、というほど……。

朝八時四十一分、幕別駅発の急行が発車すると体操の時間、駅長さんも助役さんも一緒に「一、二、三、四」

十年前、運動不足にならないよ

うに、と場所をとらない国鉄独自の体操をはじめたのがきっかけ……「おかげさんで体の調子は上々です……」と口々に語ってました。

急行が発車したのち朝の体操をする幕別駅の職員さん方

広報

9 / 1971

おしらせ 広報 併 号

おじいさんおばあさんに朗報

医療費を無料とします

10月1日 該当者は役場に申請ください

町では、町の発展につくしたお年寄りの方々が、いつまでも元気な状態でほしい、という願いをこめて、十月一日から病院に通っているお年寄りの医療費を無料とすることになりました。

対象となるお年寄り

老人医療費の無料化は、国や道でも、いまだ検討中の段階ですが町では老人保健の向上を狙いとして、安心して病院に通っていたら、いつまでも健康でいてほしいと、国および道より、ひと足早

幕別町に一年以上在住している住民で、国民年金法により福祉年金を受けている方が対象になります。

また、恩給など公的年金を受けているため福祉年金を受けられない方でも、一

年間の所得が基準に満たなければ、無料化の対象となります。(別表) 対象となる年令は、無料化を実施する十月一日現在で満七十歳を越えている方は、もちろんですがその他の方も満七十歳の誕生日から対象になります。

助成の額

現在、医療機関に通院しますと

申請の方法

国保は三割、そのほかの医療保険は初診料のみ、家族の方は初診料と医療費の五割を窓口で支払う必要がありますが、今後は、初診料を除いた額が助成の対象になります。ただし、入院の場合は、その負担金から月額三千円を控除した額を助成いたします。

助成額の決定および支給

医療機関より「自己負担額領収書兼明細書」を記入してもらい、翌月の十五日までに役場に申請のあったものについては、申請のあった月の月末までに「老人医療費助成金支給決定通知書」をお送りしますので、役場までお受け取りにおいでください。

なお、現在、七十歳以上の方は町内に約六百二十名おりますが、このうちの約一割の方は、所得基準を上回っているため無料化の対象にならないものと予想されております。この老人医療費無料化について、わからないことがありましたら、遠慮なく役場民生課保健係まで、おたずねください。

公的年金受給者所得限度額

本人 障害受給権者 老人

子孫人員	所得限度額
0人	350,000円
1人	470,000円
2人	590,000円
3人	710,000円
4人	830,000円
5人	950,000円

◎5人以上1人増すごとに12万円を加算します。

◎所得限度額とは収入額から収入を得るための経費、(給与所得の場合は給与所得控除)を差し引いた後の額です。

自己負担額領収書 兼 明細書

患者の氏名 _____
 主な病名 _____
 診療期間 自 昭和 年 月 日
 至 昭和 年 月 日
 診療実日数 入院 日, 入院外 日
 保険区分 国, 政, 組, 共, 日, その他

内 訳	保険対象額	備 考
費用額	円	
保険者負担額	円	
自己負担額	(内入院 円) 円	
結核予防法負担額	円	

療養取扱機関
 名 称 _____ (印)



老人医療費助成条例と施行規則

幕別町老人医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は老人に対し医療費の一部を助成し、もって老人保健の向上に寄与するとともに老人福祉の増進を図ることを目的とする

(資格者)

第二条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は本町に住民基本台帖法に基づく届け出をして一年以上居住する七十歳以上の老人であり、かつ国民健康保険法、健康保健法、日雇労働者健康保険法、船員保険法及び各種共済組合法等による医療保険（以下「医療保健法」という）の被保険者、組合員又は被扶養者である者のうち、つぎの各号のひとつに該当する者（以下「資格者」という）とする。ただし生活保護法による保護を受けている者を除く

①国民年金法による老齢福祉年金を受けている者

②国民年金法による老齢福祉年金以外の福祉年金を受けている者

③国民年金法による福祉年金以外の公的年金を受けているた

め老齢福祉年金の対象とならない者のうち老齢福祉年金の所得制限基準以下の所得の者

(助成の範囲)

第三条 助成の対象となる医療費は医療機関等にかゝる医療保険法の規定による療養に要する費用とする

2、医療費の助成の額は前項の費用のうち医療保険法の規定によって資格者が負担すべき一部負担額（附加給付規定に基づき給付された額があるとときは、その額を除く）とする。ただし入院の場合は、その負担額から月額三千元を控除した額とする

3、前条の規定により算出された支給の額が一件につき百円

に満たないときは支給しない

(助成の方法)

第四条 助成金は資格者又はその家族に支給する。ただし町長が特に必要と認めたときは、この限りでない

(助成の申請)

第五条 助成金の支給を受けようとする者は町長に申請しなければならない

2、前項の申請は資格者が当該療養の給付を受けた日に属する月から一年以内に行なわなければならない

(助成金の返還)

第六条 偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があるときは町長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる

(委任規定)

第七条 この条例の施行について必要な事項は町長が定める

施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は幕別町老人医療費助成条例の施行について必要な事項を定めるものとする

(支給の方法)

第二条 老人医療費助成金は条例第二条に規定する助成資格者としての要件を備えるに至つた日以後に受ける療養について助成する

2、資格者が資格者としての要件を欠くに至つた時の助成金は、その者が要件を欠くに至つた月の分まで助成する。ただし、六月、十月の三期にわけ、それぞれの前月までの月分を支給する。初年については、特例的に四十七年一月〜二月分を四十七年三月に支給する

2、資格者が資格者としての要件を欠くに至つた時の助成金は、その者が要件を欠くに至つた月の分まで助成する。ただし、六月、十月の三期にわけ、それぞれの前月までの月分を支給する。初年については、特例的に四十七年一月〜二月分を四十七年三月に支給する

(支給の制限)

一定以上の所得（扶養親族五人の場合、前年の収入二百万円以上）がある者には支給しない。

なお、総ての第三子以降に支給

だし他市町村への転出者は転出した日まで診療日数により日割で計算した額とする

(助成の申請)

第三条 条例第五条の規定により医療費の助成を受けようとするものは申請書を町長に提出しなければならない

2、前項に規定する申請は療養を受けた日ごとにとりまて当該月の翌月十五日までに行うものとする

(助成額の決定)

第四条 町長は前条の規定による申請を受理した時はその内容を審査し助成額を決定する

（異議の申立て）
第五条 前条により支給決定を受けた者で異議の申立てがある場合は支給決定日より十五日以内に町長に対し異議の申立てをすることが出来る

明年一月から児童手当支給

第三子以降の児童に月三千元

政府では、児童手当制度について検討をす、めておりましたが、

十八歳未満の児童が三人以上いる場合、義務教育終了前の第三子以降の児童に月三千元を支給する

という大綱をまとめ明年一月から段階的に実施する事になりました。

給付 十八歳未満の児童が三人以上いる場合、義務教育終了前の第三子以降の児童に月三千元を支給する

支給方法 手当では毎年二

前年の全児童

10月10日から行政相談週間

苦情・意見は相談員に申し出てください

十月十日から十六日までの間、

行政相談週間が全国一斉に展開さ

れますが、役所の任事について苦

情や意見がある方は、行政相談員

の加藤銀市郎さん(寿町・電話四

一二八一八)にお申し出ください

役所の仕事といっても、いろいろ

あります。行政相談で取り扱

うものは国の役所の仕事をはじめ

国から特別の監督をうけている法

人の仕事その他となっております。役

所の仕事のことなら、なんでも取

り扱っております。

ただし、捜査に着手している刑

事事件、裁判中のもので判決のあ

ったもの、個人の争いごとは取

り扱いません。

お申し出は直接口答でなさるこ

とをおす、めしませんが、簡単なも

のは手紙、電話でも結構です。遠

慮なくお申し出ください。

普通再造林事業は道

費補助となりました

国から補助を受けて実施してい

ました普通再造林事業が、今年度

から打切られ、今後は道費単独で

補助が続けられることになりました

ので、次の点をご承知おきくだ

さい。

▼一施業地内の事業規模が○・

一畝以上、二畝未満の人工林カラ

マツ主伐跡地における造林を対象

とする。ただし、北海道民有林事

業補助金交付規則により補助の対

象となっていないものは除く。

▼この事業の補助金交付は一般

補助とは別に年内に交付されるも

のとみられています。

100番通話は

ラッシュをさけて

100番通話、は午後

8時以降は非常にこみ合

っております。午後6時

～8時の比較的ひまな時

間にご利用ください。

なお、十勝管内への通

話は近距離のため夜間割

引きになりません。

(帯広電報電話局)

我が家の火災予防10カ条

(これだけは人ごとではありません是非守りましょう)

第1条 寝る前には必ず火の元を良く調べて安全を確認しましょう。出来れば火元責任者を決めておきましょう。

第2条 火災から命を守るためお年寄りや病人、女、子どもさんは2階に寝かせないようにしましょう。

第3条 常日頃から消火の備えをととのえることも大切ですが、それとともに大切なことは避難の心構えです。家族全員で検討しましょう。また2階にはロープ1本でも結構ですので必ず用意しておきましょう。

第4条 火災の多くは子どもの火遊びが原因です。マッチやライターなどは、子どもが持ち出すことの出来ない場所に保管しましょう。

第5条 石油やガスのコンロなどの構造、取扱いは大丈夫ですか、また、十分な換気がなされないとガスがこもって危険ですので注意しましょう。

第6条 プロパンガスのゴム管や石油ストーブ

のゴム管の亀裂はありませんか。常に点検して安全を確認しましょう。

第7条 ストーブやコンロの周囲に燃えやすい物はありますか、また、台は不燃材料で作られているか確認するとともに、各家庭に消火器1本は備えつけるようにしたいものです。

第8条 煙突や壁や床、天井を貫通する部分の眼鏡石はコンクリート製などの完全不燃材料でできたものを使うようにしましょう。

第9条 電気器具を使用するためタコ足配線をしたり、我流でコードの延長、ヒューズ、スイッチなどの接続、固定などをしていませんか。危険ですので必ず電気工事は専門家に依頼しましょう。

第10条 全国火災統計上、たばこの火の不始末による火災も多くなっております。たばこの吸ガラは完全に消してから吸ガラ入れに捨てましょう。また、寝たばこの事故も目立っております。寝床での喫煙はやめるようにしましょう。

茂発谷地区で初の対話集会

近く札内団地でも開催します

町では、町民多数との対話集会を行こない、各種の問題解決をはかるため広聴業務を推進しておりますが、去る八月二十七日に、初の対話集会を、茂発谷地区の要望により新和会館で開催しました。

まず、五十嵐助役から「皆さんとの対話をおこない、よりよい町政をすゝめていきたい」とあいさつがあったのち、先に提出されてあった問題を中心に膝をつきあわせて話しあいました。

この中で、茂発谷地帯は町政の



幕小プールで水泳大会

去る8月28日に町水泳同好会主催の水泳大会が幕別小学校プールで開かれました。

この日、一般の参加はわずかでしたが、小中学生多数が参加し、競泳や水中の品物探しに楽しい一日をすごしました。

写真は水中の品物探し風景

無線で各種連絡事項を放送

同報まくべつ 本機を役場内に設置

町では役場所在地より遠く離れた農家にたいし、お知らせ、緊急災害の際の連絡方について、種々検討をしておりますが、エリや調査の結果も良好なところから、

う要望があり、これにたいし、今までの除雪計画は、かなり以前に計画されたものであり、除雪路線についても再検討することを約束しました。

ポケット地帯であり、除雪を例にとっても、開通するのは町内で最も遅い、なんとかならないか、と

また、関連として、基幹道路より遠くはなれている私道に砂利を敷き、冬期間は除雪してほしい、

同報無線局の設置方を郵政省に申請、このほど認可があったため去る九月六日から毎日十二時三十分から試験電波を発射しております。現在、受信機を設けている農家は中央および南幕別地区のみの方々ですが、札内の公社電話が自動化された時点で、西幕別地区でも受信出来るよう検討をすゝめております。

この無線電波の呼出し名称は、「同報まくべつ」となっており、放送業務が軌道にのり次第、一日三回（朝、昼、夜）にわたって部落公区長などへの行政連絡、災害関係の連絡、消防、納税、学校、衛生および農業指導関係からの連絡事項を放送することになっております。

下の写真は放送風景



という要望については、町の現有機動力からみて町道の整備および除雪で手いっぱいであることを説明し、了解を得ました。

このほか、町道に砂利を敷く回数を増やしてほしい、離農者の土地を買い求め、経営規模を拡大する余地は、いまのところ不可能である、などの発言もあり、初の対話集会は予定時間をオーバーする熱のこもった集会でした。

なお、九月下旬には、札内団地で第二回目の集会を開くことになっております。

◎お願い 広聴業務のひとつとして、町民の皆さんの苦情・要望その他の申し出を受けておりますが、なかには匿名で申し出る方がおり、回答することも出来かねております。申し出は必ず住所、氏名をお書きくださるよう、願

いたします。



新鋭タンク車 二両を購入

東十勝消防署幕別支署では、このほど消防タンク車二両を購入し町村では名実ともに十勝一の消防力の保有となりました。

今回購入したタンク車は、百四十馬力あり、水槽の容量は三千リットルという新鋭車。一斉放水でも五十分間は放水でき、初期消火に大きな力を発揮するものと期待されております。

なお、一台のお値段は四百二十万円。

写真は購入した新鋭タンク車

重点目標

歩行者（こどもと老人）の事故
防止と飲酒運転の絶滅をはかる

秋の交通安全運動

9月27日より10月6日まで

町民の皆さんも事故
を起さないよ
う、安全運
転を心が
けてく
ださい。

なお、
運動の
実施内
容は、
次のよう
になってお
ります。

〈歩行者の安全確保〉

秋の交通安全道民総ぐるみ運動
が九月二十七日から十月六日まで
の間、展開されます。
運動の重点目標は「歩行者とく
に子どもと老人の事故の防止を最
重点とし、あわせて飲酒運転の絶
滅をはかる」ことになっています

- 一、こども、老人などの保護義務の徹底
 - 二、正しい道路横断の励行
 - 三、道路環境の点検整備
 - 四、安全運転の励行
- ※下校後のこどもの事故を防止



するため、家庭の皆
さんは交通事
故の恐ろし
さを教え
また、
路上で
遊んで
いる幼
児、児
童をみ
かけたら
「声かけ」
をおこない注
意してあげてください

- ### 〈無謀運転の排除〉
- 一、運行、運転管理の徹底
 - 二、車輛の点検整備の励行
- ※運転者にたいし安全教育をおこない、事故防止につとめましよう。運転者は、運転する前に必ず車輛を点検してください。不良個所が整備完了しなければ運転しないようにましよう。

〈飲酒運転の追放〉

- 一、飲酒運転の悪質、危険性の周知徹底
- 二、運転者に酒類提供禁止の徹底

酒を飲むと神経機能がマヒしてしまい、スピードを出しすぎてしまうものです。飲酒運転は悪質な故意犯として罰せられます。「一ぱいぐらい」と運転者に酒を無理に飲ませる者がいますが、酒を飲ませた者も処罰されます。酒類が出される会合、結婚式には車に乗って行かないことです。車に乗っていかないときは、安心してお飲みください。

篤志寄付者のお名前

■千円・遠藤信志さん・大豊仮装盆踊り大会賞金を町社会福祉協議会に)

■五千円・新田ベニヤ婦人会(仮装盆踊り大会賞金を町社会福祉協議会に)

■四千七百六十五円・町役場職員組合(仮装盆踊り大会賞金を町社会福祉協議会に)

■一万円・中島弥吉さん・札内北三(キクさん(母)の香典返しを廃し町社会福祉協議会に)

■二万円・中島弥吉さん・札内北三(キクさん(母)が生前お世話になりましたと札内寿会に)

■一万円・藤平清志さん・本町(奥さんの病氣全快を記念して町社会福祉協議会に)

写真は町内各地から抜き取った
大麻

大麻(あさ)を発見したら 役場にご連絡ください

戦前から戦後にかけて繊維、布地などに利用するため植えられた大麻(あさ)は、現在は大麻取締法によって知事の免許を受けた者でなければ栽培出来ませんが、現在でも町内各地に野生として自生しております。家の回りに自生し

ているのを発見したときは、ただちに町役場民生課にご連絡ください。

大麻には多量の麻酔成分が含まれており、アメリカではマリファナとしてヒッピーなどが吸煙し、また、これが原因した犯罪も発生しております。

これら薬害は、次第に我が国にも進入し、心配されております。次の世代を大麻の害から守るために、町民の皆さんのご協力をお願いいたします。

届け出は正しく すみやかに

戸籍法が公布されて100周年

11月19日に1日戸籍相談所を開設

明治
四年四
月四日
に戸籍
法が公
布され
翌五年
二月一
日から
施行と
なつて
以来、
本年度
戸籍制
度百周
年にな
ります
が、釧
路地方

法務局帯広支局では、この百周年を記念して、来る十一月十九日午前十時から午後四時まで、帯広市サニーデパート六階会議室で、「一日戸籍相談所」を開設いたします。戸籍のことについて、わからないことがありましたら遠慮なく、ご相談ください。

☆わたたくしたちには戸籍があります。

戸籍は、わたたくしたち日本国民の登録です。戸籍の仕事は、幕別の場合は町役場と役場支所を取り

扱っています。
各人の戸籍があるところを本籍とい、ます。

☆あなたの家族関係は戸籍で証明されます

相続の場合や各種の年金の受給をうける場合などには、家族関係を証明する資料として、戸籍が重要な役割をはたしています。そのほか、入学、就職、各種の取引などをする場合も、戸籍が利用されることが少なくありません。

☆戸籍のしくみ

戸籍は、一組の夫婦とその子を単位として作られます。子が生れると、その子は父母の戸籍に入ります。そして、その子が成長して結婚すると、父母の戸籍から出て、新しい夫婦の戸籍が作られるのです。

ご相談はお気軽



☆届け出は正確に

戸籍は、国民の届け出にもとずいて記載されます。届け出は正しく、すみやかにいたしましょう。

☆結婚や養子縁組するには届け出が必要です。

どんなに盛大な結婚式をあげても、結婚の届け出をしなければ、法律のうえでは夫婦とはいえません。挙式の日には結婚の届け出をしましょう。

養子縁組の場合も同じです。

☆戸籍のご相談は……

戸籍のことわからないことがあれば、役場または支所の住民係でお聞きください。法務局でも、くわしくおしえてくれます。

ひとつの戸籍にはひと組の夫婦とその子どもが書かれています



町民運動会賑わう

町民運動会が八月二十二日（札内地区）、八月二十九日（幕別地区）に開かれ賑わいました。札内および幕別地区の各地別総合成績は次の通りで、札



内地区では三連勝を狙った古舞地区が四位に転落するという番くろわせがありました。なお、糠内地区は九月五日に予定しておりましたが、雨のため中止となりました。

札内地区 ①札内市街一、二
②日新、昭和、上稲志別、豊岡

③途別④古舞⑤札内区、三共、札内団地⑥札内市街三、四⑦春日⑦あかしや、あかしや公住⑦千住一、二、東、新生、稲志別、中稲志別⑩依田、西和、あかしや西、北一⑩新北

幕別地区

①新町②緑町③錦町④寿町⑤南町⑥宝町⑥本町⑧旭町⑨幸町⑩明野

写真は運動会の一点景（幕別区で）

十月の予防接種日程

十月は種痘接種とジフテリア注
射が次の日程で実施されます。お
忘れなさるよう、指定の場所に
ご参集接種ください。

種痘接種

■ 第四火曜日 母子センター、札
内公民館

■ 第三火曜日 道立糠内診療所

時間は何れも午後一時から二時
まで、該当者は小学校入学前六
か月以内の者(第二期)となつて
おります。一回接種。

ジフテリア

■ 第三火曜日 母子センター、札
内公民館

■ 第三火曜日 道立糠内診療所
時間は何れも午後一時から二時
まで、該当者は小学校入学前六
か月以内の者(第二期)となつて
います。一回接種。

明春造林用苗木

申し込み受付

町森林組合では、明年春の造林
用苗木の申し込みを十月一日から
三十一日までの間、受付けており
ます。

購入希望者は苗木一本につき六
円の前納金をそえ、町森林組合、
役場札内支所、糠内、駒島出張所
にお申し出ください。

看護婦資格者の 再就職講習会

看護婦不足は大きな社会問題と
なっておりますが、道では昨年よ
り結婚などで第一線から身を引い
た看護婦資格者に、もう一度就職
していただくよう講習会を開催、
大きな効果をあげましたが本年も
これを実施することになり、ただ
いま受講者の申し込みを受けてお
ります。受講希望者は帯広保健所
にお申し出ください。講習会開催
日、講習科目は次の通りです。

期日 十月四日～十一日 帯広
婦人センター

科目 ①最近における看護の動
向②看護の基本となるも
の③看護技術④最近にお
ける医学の動向⑤薬の知
識、その他。



新種の保険を発売

郵政省では九月一日より特別終
身保険、学資保険を発売、皆さん

の加入を呼びかけております。
▽特別終身保険 別名「長生き
の保険」で、被保険者が生存中十
年目に二割、二十年目に三割の保
険を支払い、また傷害特約をつけ
ることも出来ます。

▽学資保険 お子さんが高校、
大学に進学する年令に達したとき

に満期保険金と配当金を支払うも
ので、お子さんが万一のとき保
険金が倍額支払われます。

郵便料金が変りました
去る七月一日から特殊郵便料
金と小包郵便料金が次表のよう
に変わりました。

○特殊郵便料金

種 類	区 別	段 階	料 金
書 留	現金(損害要償額10万円まで)	損害要償額 5,000円まで 5,000円をこえ5,000円までごとに	100円増
	現金以外(損害要償額100万円まで)		100円増
	簡易書留	損害要償額 5,000円まで 5,000円をこえ5,000円までごとに	2円増 60円
速 達	通常郵便物	200グラムまで	70円
		1キログラムまで	100円
	小包郵便物	1キログラムをこえるもの	200円
		2キログラムまで	100円
		4キログラムまで	150円

上記以外の殊取扱料金は変わりません。

○小包郵便料金

普 通 小 包	重 量		1キログラムまで	2キログラムまで	3キログラムまで	4キログラムまで	5キログラムまで	6キログラムまで
	あて地	市内	150円	180円	210円	240円	270円	300円
第 1 地 帯	その他	200円	250円	300円	350円	400円	450円	
	第 2 地 帯	300円	350円	400円	450円	500円	550円	
第 3 地 帯	第 2 地 帯	300円	350円	400円	450円	500円	550円	
	第 3 地 帯	400円	450円	500円	550円	600円	660円	
書 籍 小 包	重 量		250グラムまで	500グラムまで	1キログラムまで	1.5キログラムまで	2キログラムまで	
	あて地	全国均一	80円	110円	140円	170円	200円	
長さ、幅および厚さの合計が1メートルをこえる郵便物			重量による料金に、その半額に相当する額を加えた額					
容積と重量の制限	最大限	容 積	長さ1メートル。長さ、幅、厚さの合計1.5メートル(速達は1メートル)					
		重 量	6キログラム(速達は4キログラム)					
最小限	容 積	1. 円筒形か、これに似た形のもの					長さ14センチメートル 直径3センチメートル 長さ14センチメートル 幅9センチメートル	
		2. 上記以外のもの						

注：第一地帯は、北海道・青森県、第二地帯は、秋田・岩手・山形・宮城・福島・新潟の各県、第三地帯は、その他の都府県あてのもの。